

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 鳥取県農業改良資金貸付基準の一部改正
- 土地改良事業変更計画の適否の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の工事の完了
- ”
- ”
- ”
- ”
- 土地の用途廃止
- 都市計画の変更
- 公有水面の埋立ての免許
- ◇教委訓令 鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
- ◇公 告 理容師試験及び美容師試験の実施

規 則

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年九月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十五号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則（昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第一号の項を次のように改める。

一 土壤病害虫防除促進資金 畑	畑地一〇アールにつき	
地において土壤病害を防除するために必要な資材の購入に要する資金	一〇、五〇〇円	二年以内

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七百四号

鳥取県農業改良資金貸付基準（昭和三十九年十月鳥取県告示第五百七十四号）の一部を次のように改正し、昭和四十七年九月二十六日から施行する。

昭和四十七年九月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第一技術導入資金の表中第一号の項を次のように改める。

一 土壤病害虫防除促進資金	クロールピクリン、NETくん蒸剤、PCNB剤等	農業試験場、病害虫防除所又は農業改良普及所の検診を受けて土壤病害の防除を実施する農業者等	八月又は九月又は十月
---------------	-------------------------	--	------------

鳥取県告示第七百五号

昭和四十七年八月二十六日付けで倉吉市鴨河内二六二三番一地主笠清市ほか十二人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業変更計画及び変更規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条の二第三項において準用する同法第四十八条第六項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認め、同法第九十五条の二第三項において準用する同法第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書及び変更規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六号

昭和四十七年九月九日付けで三朝町長から申請のあつた土地改良（山田地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認め、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年九月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、那家町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年九月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	工事完了年月日
下峰寺地区農道整備事業	昭和四十五年三月二十日
山田地区農道舗装事業	昭和四十五年十月十五日
落岩地区農道整備事業	昭和四十七年三月二十日

鳥取県告示第七百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、八東町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年九月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	工事完了年月日
用呂地区農道整備事業	昭和四十七年二月二十九日

鳥取県告示第七百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、島土地改良区理事長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年九月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	工事完了年月日
島地区ほ場整備事業	昭和四十七年三月二十五日

鳥取県告示第七百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、用瀬町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年九月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	工事完了年月日
川中地区農道整備事業	昭和四十七年三月二十五日
別府地区かんがい排水事業	昭和四十五年十二月八日

鳥取県告示第七百一十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨

の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年九月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	工事完了年月日
宮市地区かんがい排水事業 杉谷地区かんがい排水事業 俣野地区農道整備事業	昭和四十七年三月二十日、 昭和四十七年三月二十日 昭和四十六年三月二十五日

鳥取県告示第七百十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年九月二十六日から用途廃止した。

昭和四十七年九月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	(平方メートル)	用 途
東伯郡羽合町大字田後字中ノ掛三四三ノ二番地先 から同町大字田後字中ノ掛三四〇ノ三番地先まで	一一七・一七	道路敷
東伯郡羽合町大字田後字中ノ掛三四一ノ三番地先	六〇・九六	水路敷

鳥取県告示第七百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同法同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年九月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 都市計画の種類
公園
- 二 関係図書の縦覧場所
鳥取市東町一丁目二二〇
鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第七百十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十七年九月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 免許の日
昭和四十七年九月二十一日
- 二 免許を受けた者
米子市昭和町二五の一
協業組合美保土木理事 長 仁宮次夫
- 三 埋立ての場所及び面積
西伯郡西伯町大字境字奥堤一、一一一番地先
九八二・七五平方メートル
- 四 埋立ての目的
宅地造成のため

五 埋立工事の期限

昭和四十七年十一月三十日

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第一号

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十七年九月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程（昭和三十三年六月鳥取県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「（別表第二の1から別表第二の4まで）」を「（別表

第二の1から別表第二の3まで）」に改め、同条第二項の表中

課長補
画広報
者、主

佐、所長補佐、館長補佐、企
室長、経理室長、白兔荘管理
幹、係長及び分館長

別表第二の1

を

課長補佐、所長補佐、
画広報室長、総務室
室長、白兔荘管理者、
び分館長

館長補佐、企
長、同和教育
主幹、係長及

別表第二の1

に改める。

別表第一中

事務局 本 庁			課長補佐
企画広報室長	経理室長	白兔荘管理者	課長補佐
同和教育室長	主 幹	係 長	課長
右以外の職員	係 長	右以外の職員	課長
企画広報室長	課長の指名する課長補佐	企画広報室長	課長
経理室長	課長	経理室長	課長
右以外の職員	係 長	右以外の職員	課長

を

事務局
本 庁

事務局 本 庁			課長補佐
企画広報室長	経理室長	白兔荘管理者	課長補佐
同和教育室長	主 幹	係 長	課長
右以外の職員	係 長	右以外の職員	課長
企画広報室長	課長の指名する課長補佐	企画広報室長	課長
総務室長	課長	総務室長	課長
同和教育室長	係 長	同和教育室長	課長
右以外の職員	係 長	右以外の職員	課長

に、

科学博

博物館	館長補佐	館長	教育長又は教 育長の指名す る課長	博物館	課長
	主任係	係長			
右以外の職員			係長	右以外	

補佐 の職員	幹長	課長	館長
	係長	係長	館長

に於ける。

この訓令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

附則

公 告

理容師法（昭和22年法律第284号）第2条第1項の規定による理容師試験及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和47年9月26日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の日時及び場所

- (1) 学科試験
 - 日時 昭和47年10月9日 午前9時
 - 場所 倉吉市巖城 中部総合事務所大会議室

(2) 実地試験

日時 昭和47年10月30日 午前9時
場所 鳥取市上町 学校法人鳥取県理容美容専門学校

2 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設において、昼間課程にあつては1年以上、夜間課程にあつては1年4箇月以上、通信課程にあつては2年以上理容師又は美容師として必要な知識及び技能を修得した後、1年以上の実地習練を経たもの

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者
 - (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
 - (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者
 - (4) 理容師試験にあつては理容師法施行規則の一部を改正する省令（昭和28年厚生省令第64号）附則第3項各号に、美容師試験にあつては美容師法施行規則（昭和32年厚生省令第48号）附則第9項各号に規定する者
- 3 試験の方法
- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。
 - (2) 昭和45年4月以後に鳥取県知事が行なつた理容師試験又は美容師試験の学科試験のみに合格した者については、理容師法施行令（昭和28年政令第232号）第5条第4項又は美容師法施行令（昭和32年政令第

277号) 第2条第4項の規定により今回の学科試験を免除する。

4 試験の科目及び事項

理容師法施行規則(昭和23年厚生省令第41号)第19条又は美容師法施行規則第19条に定められたものとする。

5 出願の方法

(1) 願書の提出期間

昭和47年9月26日から昭和47年10月2日まで(郵送のものについては、昭和47年10月2日までの消印のあるものは、有効とする。)

(2) 願書の提出先

ア 県内居住者 住所地在管轄する保健所

イ 県外居住者 鳥取市東町1丁目220 鳥取県厚生部衛生課

(3) 提出書類

ア 受験願書(別記様式によること。)

イ 履歴書(最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行なった場所及び期間を記載すること。)

ウ 指定養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書

エ 実地習練を終了したことを証する書面

オ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

カ 写真(出願前6箇月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面上半身のもので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの)

(4) 3の(2)により学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書類に代えて、知事の発行した理容師学科試験免除通知書又は美容師学科試験免除通知書の写しを提出すること。

6 試験手数料及びその納付方法等

(1) 試験手数料 1,000円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印をしないこと。

(3) 納付した手数料は、還付しない。

7 試験場に持参するもの

(1) 学科試験 受験通知書、筆記用具及び昼食

(2) 実地試験

ア 受験通知書、昼食及び上ばき

イ 理容師試験を受ける者

(ア) 白衣

(イ) 調髪及び顔そりに必要な器具等

(ウ) 応急薬品

ウ 美容師試験を受ける者

(ア) 白衣

(イ) コールド、ペーパーネットウエーザ等の施術上必要な器具、材料及び化粧品

(ウ) 応急薬品

8 実地試験のモデルは、各自が同伴すること。この場合、理容師試験のモデルは、調髪後2週間以上経過した者で角刈でないものとし、美容師試験のモデルは、なるべく年齢18歳から30歳までの者で髪に著しい癖のないものであること。

9 その他

(1) 出願者には、受験通知書を試験の前日までに郵送するので、受験願

書に必ず住所を明記すること。

- (2) 試験について不明の点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は鳥取県厚生部衛生課に照会すること。
- (3) 文書による照会は、20円切手を同封すること。

別記様式 (用紙は、B列5番とすること。)

理容師 (美容師) 受験願書

本 籍

住 所 (番地及び〇〇方も記入すること。)

郵便番号

氏 名

年 月 日 生

理容師法第2条第1項 (美容師法第4条第1項) の規定による理容師 (美容師) 試験を受験したいので、別紙関係書類を添えてお願いします。

昭和 年 月 日

氏 名

印

鳥取県知事 石破二郎 殿

(注) 該当するところを○で囲むこと。

受験回数

学科試験	初回、2回目、3回目、4回目、5回目
実地試験	初回、2回目、3回目、4回目、5回目